

## 1. 国内・国外友好都市について

### (1) 国外交流事業

- ① 大韓民国陝川郡（旧高瀬町）
- ② 中国陝西省三原県（旧三野町）
- ③ アメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市（旧仁尾町）
- ④ アメリカ合衆国ワシントン州タコマ市・ギグバーガー市（旧詫間町）
- ⑤ アメリカ合衆国ニューヨーク州ユナディア町（旧三野町）
- ⑥ ベルギー王国ワロン州フロランヴィル町（旧三野町）

※ 合併協議から抜粋

### (2) 国内交流

- ① 北海道虻田郡洞爺村（現洞爺湖町）（旧財田町）
- ② 徳島県日和佐町（現美波町）（旧詫間町）
- ③ 岡山県勝山町（真庭市）（旧詫間町）

※ 合併協議から抜粋

### (3) 三豊市としての友好関係をどうするか。

#### ① 友好関係の相手

友好協定を締結し、行政、民間ともに交流事業を実施する。

全部の関係を継続することは難しい。（国外 6、国内 3）

#### ② 姉妹関係か友好関係か

一般的には、姉妹関係にはどちらが姉で妹かという問題がある。

国内外ともに友好関係が望ましい。

#### ③ 友好関係の案

国外 ⇒ 2～3

国内 ⇒ 2

### (4) 友好交流形態の考え方

#### ① 友好協定を締結する。

#### ② 相互訪問の実施

国外 ⇒ 3年に1回程度訪問団を派遣、又は受け入れを行う。

国内 ⇒ 隔年で相互訪問を行う。

#### ③ 訪問等の経費負担

■ 国外民間交流 ⇒ 自己負担

■ 国内民間交流 ⇒ 自己負担

■ 公式訪問 ⇒ 公費負担

## (5) 付帯事業

### ① 中学生海外派遣事業

■ 中学生 ⇒ 自己負担

■ 随行者 ⇒ 公費負担

### ② ヨイド中学交流

平成 19 年度から非補助事業とする。

### ③ 北海道フレンドリーツアー

従来どおり実施する。

## (6) 中学生海外派遣事業

### ① 実施時期

夏休み期間中に実施する。

### ② 募集コース

欧米系 ⇒ 2コース

韓国

中国

### ③ 中学生に対する補助

平成 19 年度から非補助事業とする。

### ④ 実施基準

各コースともに、参加希望者が 10 名に達しない場合は実施しない。

### ⑤ ユナディアコースについて

平成 17 年度事業は、旧三野町が合併前に企画し、平成 18 年 3 月（春休み）に実施した。

中学生海外派遣事業制度の見直しに基づき、平成 19 年度事業に集約して実施することとする。（18 年度事業は募集しない。）

## 2. 指定管理者制度下における第 3 セクターの経営改革と施設の設置条例等における利用料金等の改定について

### 【条例】

#### (1) 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例

① 子供の規定を統一（5 歳～12 歳未満）

② 会員制度の廃止

#### (2) 三豊市産地形成促進施設条例

三豊市高瀬町産地形成促進施設

① 夜間利用時間の変更（温泉が 21 時までの営業である。）

② 直売コーナーの手数料の統一（12%⇒15%）

- (3) たからだの里「環の湯」条例
- ① 無料年齢の統一（3歳未満⇒5歳未満）
- (4) たからだの里「湯の谷荘」条例
- ① 宿泊料金表示の改定（3,800円から⇒7,800円）
- (5) たからだの里「ふるさと伝承館」条例
- ① 貸室料表示の改定（1時間当たり1,500円）  
全室一体利用しかできないため。
  - ② 陶芸窯の利用についての実費徴集を廃止（料金確定ができない。）
- (6) たからだの里「パークゴルフ場」条例
- ① 利用料金を徴収しない。  
利用料を徴収する人件費削除のため。
- (7) 三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例
- ① 物産館の年末の定休日の廃止（12月29日から31日まで）
  - ② コスモランドの年末の定休日の廃止（12月29日から31日まで）
  - ③ 宿泊室料金表示の改定（3,675円⇒6,825円）  
3人1室利用の1人の料金表示を1人1室利用の1人の料金表示に改定
  - ④ 研修ホールの利用料金表示の改定  
（1日当たり31,500円⇒1時間あたり3,150円）
  - ⑤ モノライダーの小人規定の明記（3歳以上12歳未満）
- (8) 三豊市粟島海洋記念公園条例
- ① 宿泊施設利用料の表示改定
 

洋室ツイン	2名利用	12,000円
	1名利用	14,000円
和室10人室	4名以上	10,000円
  - ② 粟島少年自然の家利用料金の表示改定  
（1人1泊につき⇒1室1泊につき）  
1室（8名まで） 15,000円
  - ③ キャビンの宿泊人数の改定（7人⇒5人）
  - ④ キャビン宿泊の超過料金改定（1時間500円⇒1時間1,000円）
  - ⑤ キャビン宿泊の寝具料金改定（1組500円⇒1組1,000円）
  - ⑥ ル・ポール粟島貸室（和室）使用料の改定（時間制限の設定）
  - ⑦ テニスコート使用料の改定  
（時間制限を設定し、昼間は1単位1,000円、夜間は1,500円）
  - ⑧ テニスコートの夜間照明料の徴収（500円）
  - ⑨ ル・ポール粟島宿泊者の優遇（半額規定）（和室とテニスコート）
  - ⑩ 和室冷暖房料金の徴収（1室1時間200円）

⑪ キャンプ場テント料金の改定 (1,500 円⇒1,000 円)

相当老朽化している。

(9) 三豊市特定団体経営機構管理基金条例 (新設)

温泉 3 湯からの入湯税及び施設利用料

【規則】

(1) 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設条例施行規則

① 年末年始の休館日の廃止 (12 月 30 日から翌年 1 月 2 日まで)

(2) 三豊市産地形成促進施設条例施行規則

■ 高瀬町産地形成促進施設

① 年末年始の休館日の廃止 (12 月 30 日から翌年 1 月 2 日まで)

② 開館時間の変更 (午後 10 時まで⇒午後 9 時まで)

温泉の営業時間と合わせた。

■ たからだの里「物産館」

① 年末年始の休館日の廃止 (12 月 30 日から翌年 1 月 1 日まで)

(3) たからだの里「環の湯」条例施行規則

① 開館時間の変更 (午前 9 時 30 分⇒午前 9 時 00 分)

② 年末年始の休館日の廃止 (12 月 30 日から翌年 1 月 1 日まで)

(4) たからだの里「ふるさと伝承館」条例施行規則

① 閉館時間の変更 (午後 6 時⇒午後 9 時)

② 年末年始の休館日の廃止 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

(5) たからだの里「パークゴルフ場」条例施行規則

① 年末年始の休業日の廃止 (12 月 30 日から翌年 1 月 2 日まで)

(6) 三豊市仁尾マリーナ条例施行規則

① 年末年始の休場日の廃止 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

(7) 三豊市粟島海洋記念公園条例施行規則

① 宿泊施設の貸室利用時間の変更

(午前 9 時から午後 10 時まで⇒午前 9 時から午後 9 時まで)

② テニスコート利用時間の変更

(午前 9 時から午後 10 時まで⇒午前 9 時から午後 9 時まで)

3. 入湯税の見直しについて

(1) 端緒

合併の経緯により、現在、指定管理者制度によって運営している三豊市設置の温泉 3 湯 (ふれあいパークみの、高瀬天然温泉、たからだの里環の湯) については、入湯税が不均一課税されており、税務当局から早期の適

正化（均一課税）を図るべく指導を受けている。

(2) 入湯税の現状

三豊市税条例における税率 ⇒ 150円

施設名	管理者	税率
ふれあいパークみの	(株)みの	150円
高瀬天然温泉	たかせ天然温泉グリーンヒル(株)	100円
環の湯	(株)たからだの里	50円

(3) 平成17年度納税実績

施設名	H17年度課税 対象入場者数	現行税率	徴収されるべき 想定税額	平成17年度 納税実績	差額
三野町	123,366	150	18,504,900	5,786,850	▲12,718,050
高瀬町	193,274	100	19,327,400	13,541,500	▲5,785,900
財田町	158,730	50	7,936,500	7,816,350	▲120,150
計			45,768,800	27,144,700	▲18,624,100

(4) 現行市税条例に基づく課税の場合

施設名	H17年度課税 対象入場者数	税率	税額	平成17年度 納税実績	差額
三野町	123,366	150	18,504,900	5,786,850	▲12,718,050
高瀬町	193,274	150	28,991,100	13,541,500	▲15,449,600
財田町	158,730	150	23,809,500	7,816,350	▲15,993,150
計			71,305,500	27,144,700	▲44,160,800

(5) 適正化案

- ① 税率は50円とし、平成19年度から適用する。
- ② 利用料が1,000円以下の施設については、非課税とする。
- ③ 税に代わる負担として、各施設に施設利用料を課す。

施設名	H17年度課税 対象入場者数	税率	税額	平成17年度 納税実績	差額	施設利用料
三野町	123,366	50	6,168,300	5,786,850	381,450	10,000,000
高瀬町	193,274	非課税	0	13,541,500	▲13,541,500	20,000,000
財田町	158,730	非課税	0	7,816,350	▲7,816,350	15,000,000
計			6,168,300	27,144,700	▲20,976,400	45,000,000

(6) 基金の創設

大規模修繕等の経費に充てるため、「三豊市特定団体経営機構管理基金」を創設し、毎年度の入湯税と施設利用料を積み立てる。

#### 4. その他

##### (1) 離島航路事業経営安定資金貸付制度の創設について

###### ① 趣旨

粟島、志々島を連絡する離島航路については毎年赤字続きである。

島民にとっては、日常生活や生活物資の輸送に欠かせない交通機関である。

本航路は、離島航路整備法に基づく国庫補助対象航路として指定を受け、毎事業年度における経常損失について国、県、市の補助を受けている。

事業年度途中における運転資金については、市の債務保証の下、金融機関からの借り入れで調達しているが、市の債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」に抵触するところであり、早期の是正が必要である。

このため、平成 19 年度から、「三豊市離島航路事業経営安定資金貸付制度」を創設しようとするものである。

###### ② 離島航路事業の概要

■ 事業者 粟島汽船株式会社

■ 航路 須田 ~ 粟島 ~ 志々島 ~ 宮下

(須田 ~ 粟島・上下 8 便)

(須田 ~ 粟島 ~ 志々島 ~ 宮下・上下 3 便)

■ 役員及び従業員数

役員 7 人

従業員 7 人

■ 使用船舶

つばめ (19 トン)

いずみ (16 トン)

あしま (19 トン)

###### ③ 離島航路補助金実績

年	確定実績 欠損額	国補助金	県補助金	市補助金
14	30,416,391	13,329,379	8,543,506	8,543,506
15	24,110,225	13,204,798	5,452,713	5,452,714
16	24,959,570	9,657,765	7,650,902	7,650,903
17	27,986,327	14,473,253	6,756,537	6,756,537
18	39,275,947	12,435,080	13,420,433	13,420,434
19	47,570,299			

## (2)「みとよ未来ゆめ基金(仮称)」の創設について

### ① 動機

仁尾町の岡田吉朗氏(富士産業)から一般寄付 5,000 千円を受けた。

平成 18 年 12 月 27 日

### ② 基金の目的案

子供たちの夢を育てるような事業を行いたい。

#### 【例】

発明や発見など、独自性や夢のある技術革新などのソフト事業支援

### ③ 基金の運用

審査会などを置いて公平公正に対処すべく今後検討を行う。

額面から果実運用はむずかしい。